



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 91/2018年7月号

発行日：2018年7月31日

連日の猛暑に西日本での豪雨、逆走する台風など、異常気象が日常のニュースになってきている今日この頃です。

体調管理に気を付けるとともに、災害への対策も心掛けたいところです。

なお、配信が遅れましたことをお詫び申し上げます。

### I. 最新情報（2018年6月1日～2018年6月30日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 6月29日	実務 指針	「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の公表について	2018年6月13日に開催されました常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」を6月29日付けで公表しましたのでお知らせします。	本実務指針の適用は、仮想通貨交換業者が内閣総理大臣へ提出する財務に関する報告書に対する監査報告書の添付が、改正された資金決済法の施行日（2017年（平成29年）4月1日）の属する事業年度の翌事業年度から適用されること及び

				監査基準委員会 報告書から追加 される要求事項 がないため、公 表日から適用と なります。
--	--	--	--	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

## 6. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 収益認識に関する会計基準について

平成30年3月30日に「収益認識に関する会計基準」が企業会計基準委員会より公表されております。

簡単にポイントをまとめてみました。

### 1. 会計処理

収益認識会計基準によれば、『約束した材又はサービスを顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識する（収益認識会計基準35項）』とあります。

具体的には、以下の5つのステップを適用することにより収益が認識されることとなります（収益認識会計基準17項）。

① 顧客との契約を識別する

② 契約における履行義務を識別する

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ③ 取引価格を算定する
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤ 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

## 2. 個別と連結の取り扱い

基本的には連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めることとしています（収益認識会計基準第99項）

## 3. 適用範囲

『顧客との契約から生じる収益』が対象となります。

そのため、営業活動ではない固定資産の売却については適用対象外となっています。

また、『顧客との契約から生じる収益』のうち、金融商品取引、リース取引、保険契約、交換取引、金融商品の組成・取得に際して受け取る手数料及び不動産流動化実務指針の対象となる不動産の譲渡については適用対象外となります。

なお、顧客との契約から損失が見込まれる場合には、工事契約、受注政策のソフトウェアを含め、これまでの実務の取り扱いが踏襲されます。

## 4. 実務に影響が生じる可能性がある取引

### ① 収益認識する時期が変わる可能性のある主な取引

- (ア) 同一の顧客と同時又はほぼ同時に複数の契約を締結する取引
- (イ) 提供する財またはサービスの内容や価格の変更が生じる取引
- (ウ) 収益の認識時点が異なる複数の財またはサービスを一体で提供する取引
- (エ) 製品保証
- (オ) 売上やサービス提供に伴うポイントの提供
- (カ) ソフトウェアや特許権のライセンスの供与
- (キ) 売上リベート、低価格による取引
- (ク) 返品権付販売
- (ケ) 一定期間にわたって継続的にサービスを提供する契約や一定期間で製品を製造する契約
- (コ) 物品販売の収益認識時点（出荷基準、割賦基準等）
- (サ) 発行した商品券等
- (シ) 返金を要しない入会金等
- (ス) 買戻契約
- (セ) 委託販売契約
- (ソ) 請求済未出荷契約

### ② 収益認識する金額が変わる可能性のある主な取引

- (ア) 企業間の取引を仲介するケース（代理人となる場合）

(イ) 消費税等

(ウ) 顧客に対する返金や値引き

## 5. 税務の取り扱い

基本的には税務と会計は一致することになりますが、取引の事例によっては収益認識に関する会計基準に沿って会計処理を行った場合の収益の計上額、法人税における所得金額の計算上益金の額に算入する金額及び消費税における課税資産の譲渡等の対価の額がそれぞれ異なることがありますので注意が必要です。

次の事例は、「収益認識に関する会計基準」に沿って会計処理を行った場合に、会計・法人税・消費税のいずれかの処理が異なることとなる典型的なものとなります。

- ① 自社ポイントの付与（論点：履行義務の識別）
- ② 契約における重要な金融要素（論点：履行義務の識別）
- ③ 割戻を見込む販売（論点：変動対価）
- ④ 返品権付き販売（論点：変動対価）
- ⑤ 商品券等（論点：非行使部分）
- ⑥ 消化仕入（論点：本人・代理人）

今後、国税庁より処理が異なる事例が適宜公表される予定です。

以 上

### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703